新潟市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市農業委員会が農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下、「法」という。)と新潟市農業委員会の委員等の定数に関する条例(令和3年7月6日条例第29号)に基づき、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の選任の手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦及び募集の区域、定数)

第2条 法第17条第2項の規定に基づき、新潟市農業委員会は推進委員が担当する区域 及び定数を次のとおり定め、推進委員の推薦及び募集を行うものとする。

地区名	地区の区域	定数
1	北区の区域	2 5 人以内
2	東区、中央区、江南区の区域	2 5 人以内
3	秋葉区の区域	20人以内
4	南区の区域	3 0 人以内
5	西区の区域	20人以内
6	西蒲区の区域	4 0 人以内

(推薦及び募集の期間)

第3条 法第19条に基づく推薦及び募集の期間は1カ月間とし、推薦及び応募の受け付けの開始は新潟市農業委員会ホームページ等を通じて周知を図ることとする。

(推薦手続き)

第4条 法第19条に基づく、新潟市農業委員会推進委員の推薦にあたっては、個人が推薦する場合は別紙様式1により、法人又は団体が推薦する場合は別紙様式2により、文書をもって、郵送、ファックス、又は電子メール等により新潟市農業委員会宛に提出するものとする。

(募集手続き)

第5条 法第19条に基づく新潟市農業委員会推進委員の募集に応募しようとする者は、 別紙様式3により、文書をもって、郵送、ファックス、又は電子メール等により新潟市農 業委員会宛に提出するものとする。

(推進委員候補者評価委員会)

第6条 農業委員会等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第11条第3項に基づき、委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するため、新潟市農業委員会に推進委員候補者評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

- 第7条 委員会の委員は、新潟市農業委員会の求めにより、推進委員候補者の選考にあたって意見するものとする。
- 2 委員会の委員は、推進委員候補者の評価にあたり、推薦及び募集に応じた各推進委員候 補者の活動歴等の評価を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法によ る評価を行うことができるものとする。

(推進委員候補者の決定)

第8条 新潟市農業委員会は、委員会の意見を参考とし、推進員候補者の決定を行う。 (委員会の委員)

第9条 委員会の委員は新潟市農業委員会役員(区部会役員を除く。)とする。

(委員会の委員の任期等)

- 第10条 委員会の委員の任期は役員在任期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の 委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 委員会の委員は、次に該当する者は、委員になることができず、また該当するに至った 場合その職を失う。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者

3 委員会の委員は、委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員会の委員長)

- 第11条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員会の委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長が欠けたとき、または事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

(委員会の招集)

第12条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(委員会の議長)

第13条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(委員会の公開)

第14条 委員会は公開で行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会 に諮ったうえで公開しないことができる。

(秘密の保持)

第15条 委員会の委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第16条 委員会の事務局を、新潟市農業委員会事務局に置く。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別紙様式1

(宛先) 新潟市農業委員会

推薦するネ	旨								令和	旬	年	月		日
氏名				住所電話										
職業				电前		年齢		歳	(推薦日現在)	性別	月		•	女
性薦を受け	ける者													
ふりがな			住	E所										
氏名			電	話										
職業			•			年齢		歳	(推薦日現在)	性別	身	月	•	女
経歴														
農業経営の状況														
推薦を行	う 区域	(いずオ	いかに())		1	2	3	4	5		6		
推薦の理由														
どちらか		農業	委員にも	推薦す	-る				農業委	員には扌	佐薦 しぇ	ない		

別紙様式2

推薦する者

(宛先) 新潟市農業委員会

法人または団体の	名称											
代表者または管理	一人の氏名					構瓦	 員の数					
法人または団												
体の目的												
構成員たる資格												
及び団体の性格												
推薦を受ける者	¥ i											
ふりがな			住 所									
氏名			電話									
職業			1	年齢	茄	支 (推薦日	現在)	性別	男	· 女		
経歴												
農業経営の状況												
推薦を行う区	域(いず	れかに○)		1	2	3	4	5	6			
推薦の理由												
どちらかに〇	農業委員にも推薦する					農業委員には推薦しない						

令和 年 月 日

別紙様式3

(宛先) 新潟市農業委員会

応募する者					令君	口	年	月	日				
ふりがな		住 所											
氏名		電 話											
職業			年齢	歳	(応募日現在)	性別	男	•	女				
経歴													
農業経営の状況													
応募を行う	区域 (いずれかに○)	1	6	2	3	4	5	6					
応募の理由													
どちらかに〇	農業委員にも応		農業委員	員には応	募しない	農業委員には応募しない							